

Ⅲ. 住宅市場等の整備・活性化

1. ユニバーサルデザインのまちづくり

○バリアフリー新法制定に伴う整理

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（仮称）」の制定に伴い、「人にやさしいまちづくり事業」を「バリアフリー環境整備促進事業」に、「人にやさしいまちづくり整備計画策定費補助」を「基本構想策定費補助」に、「移動システム等整備事業」を「建築物特定事業」に名称変更する。

○官民協働の協議会への支援

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリーのまちづくりを推進するため、協議会による、バリアフリー化を重点的に進める地区の基本構想の策定に対して補助を行う。

○公共賃貸住宅におけるユニバーサルデザインの推進

公共賃貸住宅のバリアフリー化を進めるとともに、地域住宅交付金等を活用し、公共賃貸住宅の建替え等の際し、福祉施設等の併設を進め、高齢者等の地域の生活拠点としての整備を推進する。

